

# 風力発電環境影響評価自主規制に向けて —環境影響評価規程作成への経緯と課題—

日本風力開発株式会社 調査 G 佐久間 日良

e-mail : hsakuma@jwd.co.jp

## 1. はじめに

風力発電所が日本で建設され始めた黎明期には、建設のための環境影響評価は十分とは言えない状況にあったのではないかと思います。その後、急速に風車の導入が進み、各種団体等とのトラブルも生じ始めたことから、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）では「風力発電のための環境影響評価マニュアル（第二版）」（以下「NEDO マニュアル」という）を発刊し、環境影響評価の一元化が図られるようになりました。

しかしながら、このマニュアルも風力発電所を建設する事業者の「自主的なアセスメント」という位置づけ（強制力が弱い）や「あいまいな表現」（誤解を招く可能性）などから事業者の恣意的解釈による自主アセスによって、地域住民とのトラブルに繋がった事例もあるようです。平成22年3月19日には、環境省より「環境影響評価法の一部を改正する法律案の閣議決定について」が発表されました。これにより、ある一定の規模以上の風力発電所は法令により環境影響評価が義務付けられることとなります。これは既設の風力発電所において、バードストライクや騒音の問題が発生したことで、発電事業者の行っている環境影響評価が不十分なのではないかと見られたようです。

## 2. 環境影響評価規程の位置付けと目的

日本風力発電協会（以下「協会」という）としては、各種団体や住民等とのトラブルを避けるため、発電所建設時における環境影響評価の計画手法や評価方法を明確にし、これを積極的に遵守することで国民の理解を得ていく必要があると考えています。その具体策として、協会に加盟する各社が利用し易い標準的な手法や基準を作ることに主眼を置き、NEDO マニュアルを改訂し協会の環境影響評価規程とすべく作業を始めました。

協会における環境影響評価規程の目的とすることは以下の通りです。

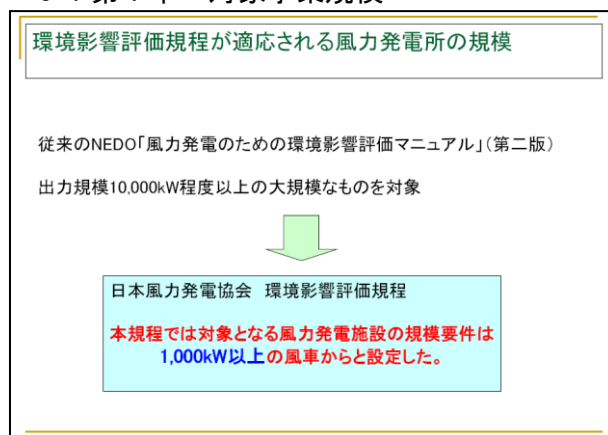
- 環境影響評価における手続きの透明性を確

保する（環境影響評価の手続きを明確にする）。

- 事業者によって規程内容の解釈が異なるようなことが無い様にする（曖昧な表現を廃し、誤解をなくす）。
- 風力発電特有の環境影響評価項目、手法、評価方法について明確にし、利用しやすくする。
- 法令・条例アセスメント対象外規模の風力発電所についても自主的に環境影響評価を行い、国民の理解を得る。

## 3. 環境影響評価規程への変更内容

### 3-1 第1章 対象事業規模



環境影響評価規程は、風力発電が環境影響評価法の対象となった際には、対象規模以下の事業について適用します。しかしながら、本規程内の手法や基準は、風力発電特有の環境影響を考慮したものとなっており法対象規模の案件についても参照して頂ける内容になっていません。

従来の NEDO マニュアルでは対象規模をおおむね 1 万 kW 以上とじていましたが、本規程では 1000kW 以上の風力発電所を対象としました。一般家庭で設置する風車や公園などの照明用風車は対象外になります。

### 3-2 第2章 環境影響評価の手続き

環境影響評価の手続き自体には大きな変更はありませんが、NEDOマニュアルにおける該当部分に多用されていた「することが望ましい」という表記を本規程では「すること」もしくは「選定する」と改め、自主規制的な表現としました。また、環境影響評価書を纏める際に「委員会」や「有識者」からの意見聴取を行います。この意見の客観性、公平性を高めるため、地方自治体の推薦により有識者を選定することとしました。

#### 第1節 風力発電のための環境影響評価マニュアル(第2版)からの大きな変更点

- ・「することが望ましい」→「すること」  
あいまいな表現を廃止して、強制力のある表現に改訂した。
- ・環境影響評価委員会開催や有識者の選定方法。  
第三者の公平な評価とし、事業者が恣意的に有識者を選定できないようにするため。
- ・方法書と評価書(案)を市町村長宛に送付。  
透明性を確保するため。また、意見の概要及び事業者見解を市町村長へ送付する事とした。

さらに、事業の透明性を高めるため、住民への情報提供が非常に重要になっていることから、「方法書と評価書案を市町村長宛に送付」することや「住民説明会」を公告・縦覧終了時期までに開催しておくことなどの条件を加えました。

さらに、建設後の事後調査については、NEDOマニュアルでは鳥類に関する記載のみであったため、騒音・低周波音の事後調査の必要性についても言及しました。

## 4. 環境影響評価規程を纏める際の課題

環境影響評価規程を纏めてゆく際に判断が難しく、今後の課題として残った事項を以下に記載します。

### 今後の課題1

- ・環境影響評価規程が適応される風力発電所の規模

環境影響評価法の対象規模要件によって本環境影響評価規定の位置づけが決まる。

環境影響評価規程の対象規模要件は、1000kW以上としましたが、上位となる法律や条令の対象規模がどの程度で設定されるかによって、適宜見直す必要があります。

### 今後の課題2

- 騒音、低周波音の測定期間について

⇒対象事業実施区域及びその周辺地域の実態に応じた適切な時期を選定し、**様々な条件下の騒音レベルが把握できる期間**において昼間および夜間の各時間帯に連続調査する。

解説:様々な条件=風速(例:6~10m/s)、天候(晴れ、曇りなど)

騒音の項目においては、まずは暗騒音を測定し現況を把握することになりますが、測定時の自然条件により暗騒音自体が大きく変化することから、適切な測定期間を設定する必要があります。

「様々な条件下」の現況騒音とはどのようなものか議論の余地が残っています。

### 今後の課題3

- 騒音の評価方法について(基準)

騒音の評価基準について現在の基準(騒音に係わる環境基準について、平成10年9月30日環告64)でよいのか?

- ①暗騒音または合成音が45dB以上の場合
- ②合成音が45dB以下の場合

騒音の評価においては、風車に限らず「騒音に係る環境基準」が標準的に用いられています。しかしながら、風車のみならず暗騒音自体も風速によって大きく変動することをどのように評価すべきか、また風車が建設されるような場所では人工音のほとんどない地域であることが多くこの基準を適用することが本当に妥当なのか、議論の余地が残されています。

### 今後の課題4

- 有識者の選定方法及び意見聴取について  
有識者選定については事業者が恣意的に有識者選定をできないようにする。

有識者選定について、地方自治体に選出してもらう又は、有識者リストから選出するとのことであったが、実際どのような手続きで選出するか?



有識者リストは、過去の実績からJWPAでリストアップし、環境省から環境省の推薦する専門家を含め、正式発行してもらう様働きかける。

地方に騒音や景観の有識者が必ずいるとは限りません。例えば一般的な有識者リストをJWPAが作成し、これを公的機関に認めてもらうといった取り組みを進め、選定される有識者のばらつきを少なくするといった方法も考えられます。

## 今後の課題 5

- 事後調査の義務づけと結果公表については、法アセスの動向次第である。



**事後調査を実施し、自治体に報告する事としたい。**

建設後の事後調査は、風車による影響の程度を周知のものとし、情報不足による風車への疑心暗鬼を解消するために、最も必要とされているものです。騒音や低周波音に関する誤った報道を明確に否定していくためにも、事業者が積極的にデータを取得し、有識者の評価も得ながら公開していくことが望まれます。個々の事業者がそれぞれ取得したデータが、業界全体に蓄積されることで客観性が増し、また次の事業の導入を円滑にすると考えます。

## 5. 終わりに

本環境影響評価規程を作成するに当たっては、旧環境騒音ワーキンググループに参加された諸氏の協力をいただきました。そして、現在も作業は進行形であり本規程の Ver. 1.0 の作成後も、社会情勢の変化に柔軟に対応し改訂し続けることが大切であると思っています。

